



第73回人権週間 12月4日(土)～10日(金)

昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的な人権尊重の原則を定めたもので、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー」と定められています。

我が国では、昭和24年(1949年)から毎年、「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日から12月10日)を「人権週間」と定め、その期間中、各関係機関及び団体と協力して、全国的に人権啓発活動を展開し、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

しかし、最近でも、新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見・差別、インターネット上における誹謗・中傷、一定の社会的立場にある方による女性蔑視の発言があるなど、依然として様々な人権問題が存在しています。

東京都では、平成27年(2015年)8月に「東京都人権施策推進指針」を策定しましたが、その中で、17の人権課題について現状と施策の方向性を示しています。その現状の中から、それぞれの人権課題について、どのような人権問題が発生しているのかについてご紹介するとともに、改めて、子どもたちの教育について考える機会にしてほしいと思います。

1 何が人権問題となっているのでしょうか

(東京都人権施策推進指針より抜粋と、一部、文章の統合)

No	人権課題	人権問題
1	女性	○管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差など男女平等参画が十分とは言えない状況があります。また、セクシャル・ハラスメントや配偶者等からの暴力(身体への暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力も含む。)、ストーカー行為など、犯罪となる行為をも含む人権侵害も生じています。
2	子ども	○児童虐待等が深刻な問題となっています。子どもたちのいじめや教師による体罰も依然として大きな問題です。また、親の収入状況によっては十分な教育の機会が得られなくなる等の問題があります。さらに、情報通信技術の急速な発展や、性の商品化等により、子どもが犯罪に巻き込まれたり、いじめ等の被害者や加害者になったりする事態が生じています。
3	高齢者	○養介護施設の従業員等による虐待、あるいは家庭における養護者による虐待など、深刻な人権侵害が生じています。東京都の調査では、虐待を受けた高齢者の約7割の方に、何らかの認知症の症状あるいは認知症の疑いがあることが分かっています。 ○また、高齢者が年齢等を理由に一律に就職や社会参加、賃貸住宅への入居の機会を奪われたり、地域社会や家族関係において高齢者が孤立したり、高齢者を狙った悪質商法が発生したりするといった様々な問題も生じています。
4	障害者	○障害のある人にとっては、店舗等における段差や車いすに対応したトイレの不足等の「物理的なバリア」、就業や生活に関わる「制度・慣行的なバリア」、視覚や聴覚等の障害による情報入手やコミュニケーションに係る「情報面のバリア」、障害者への無理解から生じる差別や偏見といった、私たちの「心のバリア」など、日常生活又は社会生活を営む上で様々なバリアがあります。

5	同和問題	<p>○現在もなお、同和地区(被差別部落)の出身という理由で様々な差別を受け、基本的人権を侵害されている人々があります。公共施設等に差別落書きや貼り紙をする、インターネット上に悪質な書き込みをする、就職差別や結婚差別、土地差別につながるおそれのある身元調査、土地調査等を行うといった事例が起きています。</p> <p>○また、同和問題を口実として何らかの利益を得るために不当な要求を行う「えせ同和行為」は、同和問題解決の妨げとなっています。</p>
6	アイヌの人々	<p>○アイヌの文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。また、アイヌの人々に対する誤った認識等から、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。東京にもアイヌの人々が暮らしており、これらは北海道だけの問題ではありません。</p>
7	外国人	<p>○都民のおよそ30人に1人が外国人です。観光や仕事で訪れる人を含め、多くの外国人が東京には集まっていますが、言語、文化、宗教、生活習慣等の違いやこれらへの無理解から、外国人に対する差別や偏見が見られます。例えば、外国人というだけの理由で、住宅の賃貸や商店への入店を断る等の事例や、就労に関し不合理な扱いをするという事例が見られます。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっています。</p> <p>○さらに、言葉や文化、生活習慣等の違いから、外国人が日常生活に支障をきたしたり、外国人と日本人の間に誤解やトラブルが生じたりするといった問題もあります。</p>
8	HIV感染者・ハンセン病患者等	<p>(1)HIV感染・エイズ</p> <p>○HIVは、日常生活で感染することはほとんどありません。しかし、誤った知識や無理解から、就職をはじめ日常生活において、エイズ患者やHIV感染者への差別や偏見が見られます。このため、仕事を続けられなくなる事例や、子どもをもつことへ周囲が反対する事例、医療施設や介護施設において診療、入所を拒否される等の事例が見られます。</p> <p>(2)ハンセン病</p> <p>○かつては不治の病あるいは遺伝病と考えられ、特に昭和6(1931)年以降、患者は法律により療養所に強制隔離され、家族も厳しい差別と偏見にさらされました。</p> <p>○現在、患者や回復者の名誉回復の取組とともに、療養所における地域交流も行われています。その一方、平成15(2003)年に起きたハンセン病療養所入所者に対するホテルの宿泊拒否事件のように、今なお、誤った認識や偏見が残っています。</p>
9	犯罪被害者やその家族	<p>○殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪等による被害に遭うと、身体を傷つけられ、生命を奪われる等の身体的被害のみならず、生計者を失うことにより収入が途絶え経済的に困窮するといった財産的被害、さらには、メディアの過剰取材や周囲の人々の心ないうわさや中傷・偏見により精神的苦痛を受けます。犯罪後に生じるこうした被害を二次的被害と言います。犯罪被害者やその家族は、長期にわたり二次的被害にも苦しみ、その日常生活は一変します。</p> <p>○被害に遭った方の中には従前の生活への復帰が困難であったり、周囲との接触をためらい、社会から孤立してしまったりする事例も見受けられます。また、性犯罪・性暴力の被害に遭った方の中には、心身への大きなダメージや人に知られたくない等の被害の特性から、誰にも相談できない方が多くいるという調査結果もあります。</p>
10	インターネットによる人権侵害	<p>○機器の利便性や情報が瞬時かつ広範に伝わるといったメディアの特性、情報発信の容易さ、匿名性等から、インターネット上でのプライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害が頻繁に発生し、社会的に大きな影響を及ぼしています。</p> <p>○プライバシーの侵害としては、インターネット掲示板へ個人情報や無断で公開する、コンピューターウイルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出す、スマートフォン等を介して不正なアプリケーションをインストールさせ情報を流出させるといった悪質な事件が発生しています。</p> <p>○また、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、保護者や教員の知らない非公式サイトでの子ども同士のいじめ等のほか、未成年者がインターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪に巻き込まれるという事例も発生しています。</p>

11	北朝鮮による 拉致問題	<p>○北朝鮮当局により、1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が拉致されました。このことは、我が国の主権に対する侵害であるとともに、重大な人権侵害です。</p> <p>○現在、政府は17名の日本人を拉致被害者として認定しており、そのうち5名は、平成14(2002)年10月に帰国が実現しましたが、他の被害者は現在も拉致されたままです。その他にも、拉致の可能性を排除できない特定失踪者が多く存在します。この中には、都内に住んでいた人や都内で失踪した人が約50名含まれています。</p> <p>○平成26(2014)年5月、日朝政府間合意において、北朝鮮側が拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的全面的調査実施を約束しましたが、平成27(2015)年7月末現在、報告は行われていません。</p>
12	災害に伴う 人権問題	<p>○平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらしました。現在も、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。</p> <p>○避難所等では、プライバシーの確保のほか、女性や高齢者等への配慮が必要であることが改めて認識されました。また、地震と津波に伴い発生した福島第一原子力発電所事故により避難された人々に対し、風評に基づく心ない嫌がらせ等も発生しました。</p>
13	ハラスメント	<p>○ハラスメントは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、職場など様々な場面での、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動が問題となっています。</p> <p>○「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」などハラスメントの種類は多様にあります。</p>
14	性同一性障害者	<p>○性同一性障害の人々は社会の中で偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることがあります。性同一性障害であるために、学齢期にいじめに遭い、不登校になったり、性同一性障害であることを家族や友人に言えずに悩んでしまったり、自殺まで考える人がいるという調査結果もあります。</p>
15	性的指向	<p>○異性愛者以外の性的指向をもつ人々は、少数派であるために正常と思われず、興味本位で見られるなど、偏見や差別を形作る原因になっています。日常生活にある、こうした偏見や差別により、社会生活の様々な面で、人権に関わる問題も発生しています。</p>
16	路上生活者	<p>○路上生活者(ホームレス)は、健康で文化的な生活を送ることができていません。</p> <p>○さらに、路上生活者は高齢化や路上生活期間の長期化が進んでおり、心身の健康に不調をきたすなど、厳しい生活を送っています。一方、道路や公園等の公共空間で生活することによって、都民の自由な通行や利用の妨げとなるなど、地域住民とのあつれきも生じています。また、偏見や差別意識等からホームレスが襲われる事件や嫌がらせ等も発生しています。</p>
17	様々な人権課題	<p>(1)刑を終えて出所した人</p> <p>○刑を終えて出所した人に対しては、「怖い」「信頼できない」といった偏見が根強く、住居の確保や就職が困難であったり、悪意のある噂が流布されたりする等の問題が起きており、社会復帰の際の障害となっています。また、家族に対する偏見や差別もあります。</p> <p>(2)個人情報の流出やプライバシー侵害</p> <p>○行政情報、商品やサービスの顧客データ、医療カルテ等の個人情報の流出や漏えいは、個人のプライバシーを侵害するものであり、人が安心して社会生活を営む上での大きな障害となります。平成17(2005)年には、「個人情報保護法」が全面施行され、我が国でも情報管理体制が強化されてきましたが、いまだに個人情報の流出やプライバシー侵害が起きています。</p> <p>(3)親子関係・国籍</p> <p>○国際化の進展に伴い国際結婚が増加しましたが、結婚生活が破綻した際、一方の親がもう一方の親の同意を得ることなく、子を自分の母国へ連れ出し、もう一方の親に面会させないといった「子の連れ去り」が問題視されるようになりました。</p> <p>○また、日本人と外国人との間に生まれた子が、親から認知されない等のため無国籍となっている問題等も起こっています。</p> <p>(4)人身取引(トラフィッキング)</p> <p>○性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。</p>

2 なぜ人権問題が起きるのでしょうか

これらの人権問題はなぜ起きるのでしょうか。

本校の子どもたちは、毎週、道徳科の学習で、教材について自分事として考えていくうちに、自分の人としての弱さや、正しいとは分かっているけど実行することには勇気と信念が必要だなどの、人間の本質の姿について考えています。

人間は、質が同じであったり、力量・財産・体力等々、数量的に同じであったりすることを重視するがあまり、質が異なるものを排除しようとしたり、数量的に劣っていると判断したものに対して差別意識をもつようになってしまおうと言われていました。また、非合理的な古いしきたりであるにもかかわらず、新しいものを取り入れようとしなないという考えが人権問題に至っている場合もあると言われていました。さらに、正しい知識や技能がないために、先入観(思い込み)が偏見(不公平で非合理的な考え)に発展してしまったりする場合があります。

そして、差別行為を行っているにもかかわらず、それらに同調する意識が他の人間にも働いたとき、それらが多数派となってしまう、人権問題はさらに深刻化していきます。

3 人権感覚と人権意識

人権感覚とは、人権の価値やその重要性を考えたとき、「①人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ」、「②反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せない」という価値に向かおうとする感覚です。

このような人権感覚が健全に働くとき、「①自他の人権が尊重されていることの『妥当性』を肯定し」、「②逆にそれが侵害されることの『問題性』を認識して、人権侵害を解決せずにはいられない」とする、いわゆる人権意識が芽生えてきます。

つまり、合理的な価値に向かおうとする人権感覚が知的な認識とも結びついて、「問題状況を変えよう」とする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動につながると考えられています。

4 幼児期からの貴重な体験活動と青年期の知的な思考

これらの人権感覚や人権意識は、一朝一夕に養われるものではありません。保護者の皆様や幼児教育による、貴重な体験活動から始まります。

一例をあげると、家族としての祖父・祖母と接したり、幼児教育における高齢者施設や障がい者施設を訪問したりする際、幼児は何の先入観もありませんので、高齢者や障がい者をそのまま肯定的に受け止めます。そして、何の偏見をもつことなくその方々と接します。

そして、小学校中学年から高学年にもなれば、施設を訪問した際、「〇〇のおじいちゃん」「〇〇さん」と名前呼んで親しむようになります。これらの子どもたちには、その方々の存在は特別なことではなく日常的で当たり前のものであり、この段階で子どもたちには人権感覚が養われているのです。

しかし、子どもたちは、いつか、それらの方々が実は世の中で虐待を受けていたり、不当な扱いを受けていたりするという事実を知ることになります。その瞬間、肯定的に受け止め、日常的で当たり前の人たちだった方々が、そのような人権侵害を受けていたということに対して「おかしい」「変だ」という不合理性を感じるとともに、その感覚が「許せない」「解決しなければならぬ」という人権意識に変容していくのです。

家庭教育をはじめ、幼児教育・小学校教育・中学校教育により、子どもたちには、人権感覚も人権意識も養われているはずですが、私たち大人は、子どもたちが不合理な社会的事象に触れたときに、機を逸することなく、子どもたちのその感覚や意識を刺激していつかあげることが重要なのです。

お知らせ

- 「三中だより 11月号」でお知らせした、「税についての作文」で荒川税務署長賞を受賞した堀田 咲良さん(3年)の作品が、「東京国税局管内納税貯蓄組合連合会「優秀賞」にも入選しました。
- 第30回「明日のTOKYO」作文コンクールで以下の成績を収めました。
佳作 元木 夏美(2年) 題名「理解しようとする努力」
佳作 緒方 莉瑚(3年) 題名「スマホに目を落とすだけなのに」